

平成三十年三月二十三日受領
答弁第一四一號

内閣衆質一九六第一四一號

平成三十年三月二十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員城井崇君提出地域おこし協力隊の政策効果に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員城井崇君提出地域おこし協力隊の政策効果に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「算定額ベースで一億円を超える特別交付税を受けている」の意味するところが必ずしも明らかではないが、特別交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成二十九年総務省令第八十号）による改正前の特別交付税に関する省令（昭和五十一年自治省令第三十五号）第四条第一項第一号の表第三十二号及び第五条第一項第三号イの表第二十五号に規定する地域おこし協力隊員の設置等に要する経費として平成二十八年度に算定した額（以下「二十八年度算定額」という。）が一億円を超えた道府県及び市町村の①名称、②二十八年度算定額、③二十八年度算定額の基礎となった地域おこし協力隊員の人数及び④「地域おこし協力隊定住状況等調査について」（平成二十九年七月五日付け総務省地域力創造グループ地域自立応援課事務連絡）により調査した、平成二十九年三月三十一日までに任期を終了した地域おこし協力隊員（平成二十七年以前に任期を終了した者を含む。）のうち活動地と同一の市町村内に定住した者の割合（小数点第二位を四捨五入した数字）については、次のとおりである。

- ①長崎県、②一億八百六十六万四千円、③六十人、④五十二・六パーセント

- ①長野県長野市、②一億四百九十四万二千元、③二十五人、④八十七・五パーセント
- ①島根県邑智郡邑南町、②一億千九百六十八万四千元、③三十二人、④三十一・八パーセント
- ①島根県鹿足郡津和野町、②一億千三百三十万二千元、③三十三人、④十六・七パーセント
- ①島根県隠岐郡海士町、②一億二千七百六十五万九千元、③三十三人、④三十六・八パーセント
- ①大分県竹田市、②一億五千二百六万千元、③四十四人、④四十二・九パーセント

三について

御指摘の「特別交付税として措置された事業費の一部をその自治体がプールして地域おこし協力隊に関する目的以外に使用」の意味するところが必ずしも明らかではないが、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第三条第二項においては、「国は、交付税の交付に当つては、地方自治の本旨を尊重し、条件をつけ、又はその用途を制限してはならない。」と規定されている。

四について

各地方公共団体が置かれた状況は様々であり、御指摘の「活動地と同一市町村内への定住割合」のみによつて一概に事業の効果の評価することは困難であると考えているが、各地方公共団体が地域おこし協力

隊員の定住・定着に向けて更に取り組むことができるよう、引き続き適切に支援してまいりたい。